新発田市青少年問題協議会　委員名簿

≪青少年問題協議会設置条例　抜粋≫

第4条第1項：第4号委員の任期は2年とする。
第4条第2項：委員は、再任されることができる。
第4条第3項：第1号から第3号までの委員は、その職を失った時は任期中であっても委員を辞したものとする。

区　　分	氏　　名	所属・職名・(選出団体)	任　　期
会長(市長)	二階堂　　馨	新発田市長	
1号委員(副市長)	下　妻　　勇	新発田市副市長	H25.4.1から
2号委員			
3号委員 (関係行政機関の長) 4名	中　村　富士夫	新発田警察署長	H30..4.1から
	阿　部　俊　幸	新発田地域振興局健康福祉環境部長	H30..4.1から
	仲　田　義　明	新潟地方法務局新発田支局長	H30..4.1から
	神　田　紀　子	新発田児童相談所長	H28.4.1から
4号委員 (学識経験者) 10名	佐　藤　雄　二	西新発田高等学校長(高等学校長会)	H30.7.1～H32.6.30
	船　山　　誠	東中学校長(中学校長会)	H29.7.1～H31.6.30
	田　中　範　克	川東小学校長(小学校長会)	H29.7.1～H31.6.30
	小　出　隆　一	新発田青少年健全育成市民会議会長	H30.7.1～H32.6.30
	寺　野　　徹	自治会連合会副会長	H30.7.1～H32.6.30
	伊　関　大　蔵	小中学校PTA連合会理事	H30.7.1～H32.6.30
	山　田　ユ　ウ	少年補導委員会　副会長	H29.7.1～H31.6.30
	髙　橋　次　夫	民生委員児童委員連合会　会長	H29.7.1～H31.6.30
	皆　川　美　枝	豊浦地区青少年健全育成協議会評議員	H29.7.1～H31.6.30
	高　橋　由　香	紫雲寺地区青少年健全育成協議会運営委員	H30.7.1～H32.6.30

新任